

消費者庁における地域における消費者教育推進体制について

消費者教育推進チームについて

平成 24 年 9 月 13 日
消費者庁次長決定

1. 目的

消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）の成立を踏まえ、その施行に万全を期し、地域における消費者教育を効果的に推進するため、当分の間、「消費者教育推進チーム」を置く。

2. 構成

構成員は次のとおりとする。

チームリーダー：消費者教育を担当する審議官

サブリーダー：消費生活情報課長及び地方協力課長

メンバー：消費生活情報課及び地方協力課の職員の中から消費者庁次長が指名する者（注 平成 25 年 5 月現在 22 名）

3. 事務

消費者教育推進チームは、次の事務を行う。

- (1) 消費者行政ブロック会議等における消費者教育の推進に関する法律の普及に関すること。
- (2) 消費者教育推進会議の地域における会合の実施に関すること。
- (3) 地方公共団体における消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置その他の消費者教育の推進の支援に関すること。
- (4) その他消費者教育の推進に必要なことで、消費生活情報課長と地方協力課長が協議して定めるもの。

附 則

この決定は、平成 24 年 9 月 13 日から施行する。